

製造販売承認に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要について

1 鶏伝染性気管支炎生ワクチン（ガルエヌテクトS95-IB）

（1）主成分

鶏伝染性気管支炎ウイルス S95-P7株

（鶏から分離された鶏伝染性気管支炎ウイルス（S95株）の弱毒株）

（2）対象動物

鶏

（3）用法及び用量

小分け製品を、日局の滅菌精製水を用いて、1,000羽分の場合は30 mLに、3,000羽分の場合は90 mLに、5,000羽分の場合は150 mLに溶解する。

- ①点眼投与の場合は、溶解したワクチン液を点眼用器具を用いて1羽当たり0.03 mL宛投与する。
- ②飲水投与の場合は、鶏の日齢に応じた量の飲水に直接溶解し投与する。
- ③散霧又は噴霧投与の場合は、溶解したワクチン液をさらに日局の滅菌精製水で10倍に希釈したものを散霧器又は噴霧器で投与する。ただし、噴霧投与は28日齢以降に実施する。

（4）効能又は効果

鶏伝染性気管支炎の予防

2 薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適応される第14条第1項の規定による上記動物用医薬品の製造販売の承認に際しての当該医薬品の食品健康影響評価（食品安全基本法第24条第1項第8号）